## 適地適木による森林づくり

宮崎県では、森林のタイプや立地条件に応じた森林づくりを目指しています。
林業採算性が高いと見込まれる森林については積極的に再造林を推進し、それ以外の森林や公益的機能の発揮がより望まれる森林については、広葉樹を中心とした多様な樹種から構成される森林への誘導を進めています。
それぞれの森林を目的に応じて適正に管理・利用することで、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮される森林づくりにつなげています。

**林業に向いた森林は 再造林を積極的に**

傾斜が緩やかで搬出路も整っているなど、林業としての利用が見込める森林では、スギやヒノキを中心に再造林を進めています。

**公益的機能の発揮がより望まれる森林は 多様な森林へ誘導**

人工林を伐採した後には、広葉樹を植栽するなど多様な林齢・樹種からなる公益的機能を重視した森林へ誘導します。

## 宮崎県再造林推進条例について

森林の多面的機能を発揮させ、県民のみなさまの安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的に令和６年７月に「宮崎県再造林推進条例」を施行しました。

詳細は右の２次元コードからぜひ一度ご覧ください。

## 県民の皆さまへ

森林は、木材などの林産物の供給はもとより、水を蓄え、生物多様性を育み、県土の保全や地球温暖化対策において重要な役割を果たしています。
県民の皆さまも県産材を積極的に利用し、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用に一丸となって取り組んでいきましょう！

みやざきグリーン成長プロジェクト 再造林率日本一を目指して！

日本の ひなた 宮崎県

宮崎県 環境森林部 環境森林課 再造林推進室　宮崎市橘通東２丁目 10 番１号
TEL：0985-26-7154　FAX：0985-26-7311　E-mail：saizorin-shinrin@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県

# 再造林推進条例

令和６年７月２日 公布・施行

**再造林とは**──人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えて森林を育てることです。
ここでいう人工林とは、木材を生産することなどを目的に、人の手で苗木を植えて、計画的に育てられた森林のことを言います。

みやざきグリーン成長プロジェクト 再造林率日本一を目指して！

再造林を推進する県の取り組みについて、詳しくはこちらをご覧ください。

宮崎県　再造林の推進

宮崎県 環境森林部 環境森林課 再造林推進室

日本の ひなた 宮崎県

## なぜ再造林が大切？

宮崎県の森林は、県土の約 7 割を占め、私たちの暮らしを支える大切な財産です。
森林は、木材を生み出すだけでなく、きれいな水や空気を育み、災害から命や暮らしを守り、生き物のすみかとなるなど、さまざまな役割を果たしています。

しかし近年、林業の採算性の悪化などにより、木を伐ったあとに植え直されない森林や、手入れが行き届かない森林が増えています。このままでは、森林資源の循環利用に影響が出るだけでなく、森林が持つ多面的な機能の低下も心配されています。

### 【森林の多面的な機能】 私たちの暮らしを支える森林の働き

#### 水を貯える

雨水を吸収して
地下水を守り
きれいな水を貯える

#### 酸素をつくる

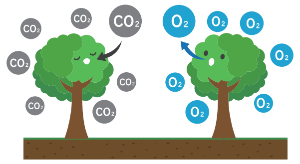

二酸化炭素を吸収して
私たちが呼吸するための
酸素を作ってくれる

#### 地球温暖化を緩和する

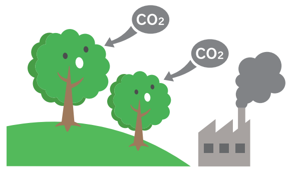

二酸化炭素を吸収して
地球温暖化をおさえる
手助けをしてくれる

#### 様々な生き物を守る

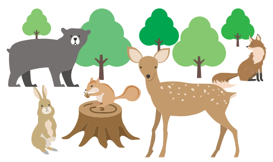

多くの動物や
植物たちにとって
安全な住みかとなる

#### 資源を生み出す

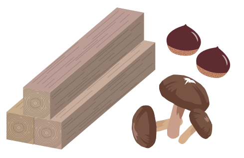

木材はもちろん
キノコや果物などの
資源を生み出す

#### 憩いの場となる

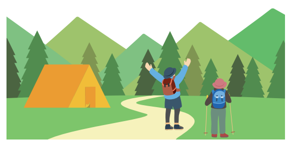

自然とのふれあいにより
人々にいやしや
心の安らぎを与える

#### 文化・景観を形づくる

景観や環境を利用して
教育や芸術をはぐくみ
地域の伝統や文化を守る

#### 災害を防ぐ

大雨のときに
洪水や土砂くずれを
防いでくれる

こうした中で、改めて注目されているのが「再造林」です。
再造林は「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環サイクルの一部であり、森林の持続的利用を実現する基本です。

#### 伐って

成長した木を計画的に伐採し、資源として活用します。伐ることで森は更新され、新しい世代の木が育つ準備が整います。

#### 使って

伐った木は住宅や家具、紙など、暮らしの中で利用されます。木材を使うことは国産材の需要を高め、次の植林を進める力にもなります。

#### 育てる

植えた苗木はそのままでは大きくなれません。下刈りや間伐などの手入れを重ねることで、健全で強い森林へと成長していきます。

#### 植えて

伐採した跡地には新しい苗木を植えます。これが再造林の第一歩であり、森林を未来に引き継ぐために欠かせない作業です。

## 条例の目的

再造林の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的としています。

## 条例の基本理念

宮崎県再造林推進条例では、再造林の推進にあたって共有すべき 4 つの理念を示しています。

### 再造林の理解促進

森林の多面的な機能による恩恵を県民全体が受けていることを踏まえ、再造林の重要性について県民の理解を深めながら推進します。

### 効率化の推進と県産材需要の拡大

持続可能な森林利用に向けて、作業の効率化や経済性の向上を図るとともに、県産材の利用拡大を通じて地域資源を活かし再造林を推進していきます。

### 担い手の処遇と労働環境の向上

再造林を支える林業の担い手が、安心して働けるよう、処遇の改善や労働環境の整備を通じて、魅力ある現場づくりに取り組みます。

### 関係者の役割分担と連携

県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者、県民がそれぞれの役割を担い、相互に連携しながら再造林を推進します。

## 条例で定められた『みんなの役割』

この条例では、関係するすべての主体が、それぞれの立場で再造林に関わることが定められています。
「伐って、使って、植えて、育てる」サイクルを支えるため、以下のような取組が求められています。

**【宮崎県】**
再造林の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施や、市町村施策への協力、森林組合や事業者の取組促進 など

**【市町村】**
県、事業者、森林所有者などとの連携や情報共有、地域特性を踏まえた施策の実施 など

**【森林所有者】**
所有する森林の再造林推進、県や市町村施策への協力 など

**【森林組合】**
森林所有者からの伐採等の相談対応や、伐採・造林事業者との連携、市町村などとの連絡調整 など

**【事業者】（林業・木材産業など）**
森林組合との連携、県産材の積極的活用、木材産業振興を通じた再造林推進 など

**【県民】**
森林の多面的機能への理解や、県産材の積極的な利用 など

このように、再造林は森林所有者だけでなく、行政や林業関係者、地域全体で進めていく取り組みです。